

食費・居住費の特例減額措置

本人または世帯員が市民税を課税されているときは、「利用者負担第4段階」となり、介護保険負担限度額認定の対象とはなりません。

しかし、高齢夫婦等の世帯で、どちらかが施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、居宅に残された配偶者が生計困難となる場合には、特例減額措置として利用者負担段階が第4段階から第3段階②へ変更され、介護保険負担限度額認定の対象となり、認定証の交付を受けることができます。

特例対象者

この特例の対象は、次の1～6の要件をすべて満たす人です。

※1～5の要件でいう世帯は、施設入所にあたり世帯が分かれた場合も同一世帯とみなします。

1	その属する世帯の構成員の数が2人以上であること。
2	介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）及び地域密着型介護老人福祉施設に入所又は入院し、利用者負担第4段階の食費、居住費を負担 ※ショートステイは適用されません。
3	世帯の年間収入から、施設の利用者負担（施設サービス費の1割、2割または3割負担、食費、居住費）の見込み額を除いた額が1年あたり80万円以下になること。 ※世帯：施設入所にあたり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算します。 ※収入：公的年金等の収入金額＋合計所得金額 （ただし、合計所得の雑所得を計算する上では、公的年金等に係る雑所得を算入しません。） ※施設の利用者負担：「施設介護サービス費の見込み額＋食費＋居住費」により年間見込み額を算出します。 （高額介護サービス費の支給が見込める場合は、その見込み額を控除します。）
4	世帯の現金、預貯金等の額が、450万円以下であること。 ※預貯金等には、有価証券、債券等も含まれます。
5	世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有していない
6	介護保険料を滞納していないこと

特例措置の内容

食費もしくは居住費、またはその両方について次の負担限度額を適用します。

利用者負担段階（日額）		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

申請方法

特例減額措置の申請書類は次のとおりです。

- 申請書（表面）
- 同意書（裏面）
- 施設契約書の写し等（施設の利用者負担を確認できる書類）
- 下記の資産をお持ちの場合、必要な提出物
（配偶者がいる場合は、配偶者の分も必要です。）

対象となる資産	必要な提出物
預貯金（普通・定期）	<u>通帳の写し</u> (インターネットバンクの場合ウェブページの写しも可) ※口座番号等がわかるページ、 <u>最終残高を含む2ヶ月程度の明細</u> が必要です。 ※生活保護受給者は提出不要です。
有価証券（株式・国債地方社など）	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブページの写しも可)
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブページの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブページの写しも可)
タンス預金	提出物はありません ※申請書の「預貯金額」に記入して下さい。
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書の写し

【注意】虚偽の資産の申告により負担限度額認定証を取得した場合、減免した金額だけでなく、加算金を加えた金額の返還を求められます。

申請は海老名市役所介護保険課で受付しています。

- 持参する物
 - ① 施設契約書の写し等施設の利用者負担を確認できる書類
 - ② 通帳等の資産を確認できる書類
 - ③(本人以外が申請する場合)申請者の身分証

■受付(開庁)時間 平日8時30分～17時15分、土曜(第1、第3のみ)8時30分～12時
ホームページから介護保険負担限度額申請書及び同意書をダウンロードすることにより、**郵送での申請も可能**です。その際は、申請書および同意書の記入内容、必要な提出物に不足がないか、特にご注意の上、郵送をお願いします。

- 郵送先・問い合わせ先

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所介護保険課 介護保険係
電話 046-235-4952